

鳥取県検診発見肺がん確定調査実施要領

1 目的

この調査は、鳥取県肺がん集団検診実施に係る手引き及び鳥取県肺がん医療機関検診実施に係る手引きに基づき市町村が実施する肺がん検診の精度管理を図るため、精密検査の結果、肺がんと診断された症例等について、病期、部位、治療状況等を調査検討するとともに、発見がん患者の確定調査を行なうことにより、検診の効果や効率を評価することを目的とする。

2 実施主体

鳥取県生活習慣病検診管理指導協議会肺がん部会及び鳥取県健康対策協議会肺がん対策専門委員会（以下「部会等」という。）とする。

また、市町村及び別に定める「鳥取県肺がん検診精密検査医療機関登録実施要綱」により届け出した肺がん検診精密検査登録医療機関（以下「登録医療機関」という。）は、調査が円滑に実施されるよう協力するものとする。

3 胸部精密検査紹介状の写しの提出

公益財団法人鳥取県保健事業団、公益財団法人中国労働衛生協会及び市町村は、別に定める「鳥取県肺がん集団検診実施に係る手引き」及び「鳥取県肺がん医療機関検診実施に係る手引き」により、肺がん検診の精密検査の結果が「肺がん」又は「肺がんの疑い」と診断された者について、登録医療機関から返送された胸部精密検査紹介状（以下「紹介状」という。）の写しを鳥取県健康対策協議会（以下「健対協」という。）に提出するものとする。

4 肺がん確定調査票の送付

健対協は、登録医療機関に連絡を取り、治療医療機関を調査の上、該当する医療機関へ肺がん確定調査票〔以下「調査票」という。（様式第1号）〕及び紹介状の写しを送付する。境界病変疾患も肺がんに準じ取り扱う。

5 肺がん確定調査票の返送

治療医療機関は、所要事項を記入の上、個人票を健対協に返送するものとし、調査票の保管は健対協で行う。

6 集計結果等の報告

健対協は、返送された調査票をとりまとめ、集計結果等を部会等に報告するものとする。

7 秘密厳守

この調査に関係する者は、調査で知り得た個人の情報を他に漏らしてはならない。

附 則

この要領は、平成8年4月1日から適用する。

この要領は、平成8年7月25日から適用する。

この要領は、平成14年5月23日から施行し、平成14年度の検診から適用する。

この要領は、平成23年4月1日から適用する。

この要領は、平成30年5月9日から施行し、平成30年度の検診から適用する。

この要領は、令和4年11月1日から適用する。

この要領は、令和8年3月4日から適用する。

(秘) 肺がん確定調査票		鳥取県健康対策協議会
1. 患者氏名 【住所】	(R 年度検診) [] (歳) 【受診歴】	生
2. 診断名	(原発性肺癌、転移性肺腫瘍 (原発部))	
3. 腫瘍部位	(右、左 / 上葉、中葉、下葉、S)	
4. 腫瘍径	病変全体径 (× cm) (画像診断、摘出標本) 充実成分径または浸潤径 (cm) (画像診断、摘出標本)	
5. 組織型	(①扁平上皮癌、②腺癌、③小細胞癌、④大細胞癌、⑤大細胞神経内分泌癌、⑥未分類、⑦不明) 分化度 (①高 G1、②中 G2、③低 G3、④未 G4、⑤評価不能 GX)	
6. 治療	(1)手術 (年 月 日)、術式) ①R0 (遺残腫瘍なし) ②R1 (顕微鏡的な遺残腫瘍あり) ③R2 (肉眼的な遺残腫瘍あり) ④RX (遺残腫瘍の評価不能) (2)放射線療法 (3)がん・薬物療法 (化学療法・その他) (4)経過観察中 (5)放置 (理由)	
7. TNM分類	臨床：T () N () M () (第8版) 術後：T () N () M () TNM分類 臨床：T () N () M () (第9版) 術後：T () N () M ()	
8. Stage 分類	臨床：(潜伏、0、IA1、IA2、IA3、IB、IIA、IIB、IIIA、IIIB、IIIC、IV、不明) (第8版) 術後：(潜伏、0、IA1、IA2、IA3、IB、IIA、IIB、IIIA、IIIB、IIIC、IV、不明) Stage 分類 臨床：(潜伏、0、IA1、IA2、IA3、IB、IIA、IIB、IIIA、IIIB、IIIC、IV、不明) (第9版) 術後：(潜伏、0、IA1、IA2、IA3、IB、IIA、IIB、IIIA、IIIB、IIIC、IV、不明)	
9. 予後 (R 現在)	生存：担癌 (+ 、 - 、不明) 死亡：(年 月 日、死因)	
10. 医療機関名	担当医	
11. 転院先	担当医	

※TNM分類(第9版)は裏面参照

※手術した症例については、腫瘍径、組織型、分化度、病期を必ず記載して下さい。

【TNM分類 第9版 (2024年)】 注)「病変全体径」とはすりガラス成分と充実性成分を合わせた最大径を、「充実成分径」とは充実成分の最大径を表す。

TX	原発腫瘍の局在を判定できない
T0	原発腫瘍を認めない
Tis	上皮内癌 carcinoma in situ
T1	肺または増速胸膜内に存在するか、葉気管または葉気管支より末梢に腫瘍が存在する
T1mi	微小浸潤性腺癌：充実成分径 \leq 0.5cm かつ病変全体径 \leq 3cm
T1a	充実成分径 \leq 1cm かつ Tis・T1mi に相当しない
T1b	充実成分径 $>$ 1cm かつ \leq 2cm
T1c	充実成分径 $>$ 2cm かつ \leq 3cm
T2	以下のいずれかの特徴を有する腫瘍
T2a	・充実成分径 $>$ 3cm かつ \leq 4cm ・臓側胸膜浸潤 ・隣接する肺葉への浸潤 ・腫瘍が主気管支に及ぶか、肺門まで連続する部分的または一側全体の無気肺か閉塞性肺炎がある
T2b	充実成分径 $>$ 4cm かつ \leq 5cm
T3	以下のいずれかの特徴を有する腫瘍
	・充実成分径 $>$ 5cm かつ \leq 7cm ・壁側胸膜、胸壁への浸潤 ・心膜、横隔神経、奇静脈への浸潤 ・胸部神経根 (T1, T2 など) または星状神経節への浸潤 ・原発巣と同一葉内の不連続な副腫瘍結節
T4	以下のいずれかの特徴を有する腫瘍
	・充実成分径 $>$ 7cm ・縦隔、胸腺、気管、気管分岐部、反回神経、迷走神経、食道、横隔膜への浸潤 ・心臓、大血管、腕頭動脈、総頸動脈、鎖骨下動脈、腕頭静脈、鎖骨下静脈への浸潤 ・椎体、椎弓板、脊柱管、頸椎神経根、腕神経叢への浸潤 ・原発巣と同側の異なった肺葉内の副腫瘍結節
N1	同側肺門リンパ節転移
N2	同側縦隔リンパ節転移
N2a	単一 N2 ステーションへの転移
N2b	複数 N2 ステーションへの転移
N3	対側縦隔、対側肺門、同側または対側の斜角筋/鎖骨上窩リンパ節への転移
M1	遠隔転移
M1a	対側肺内の副腫瘍結節、胸膜結節、悪性胸水 (同側・対側)、悪性心嚢水
M1b	胸腔外の一臓器への単発遠隔転移
M1c	胸腔外の一臓器または多臓器への多発遠隔転移
M1c1	胸腔外の一臓器への多発遠隔転移
M1c2	胸腔外の一臓器への多発遠隔転移

【UICC-8版, 9版 対比表】

8版, 2017年		N0	N1	N2	N3	M1a	M1b 単発 遠隔転移	M1c 多発 遠隔転移
T1	T1a	IA1	II B	III A	III B	IVA	IVA	IVB
	T1b	IA2	II B	III A	III B	IVA	IVA	IVB
	T1c	IA3	II B	III A	III B	IVA	IVA	IVB
T2	T2a	IB	II B	III A	III B	IVA	IVA	IVB
	T2b	II A	II B	III A	III B	IVA	IVA	IVB
T3	T3	II B	III A	III B	III C	IVA	IVA	IVB
T4	T4	III A	III A	III B	III C	IVA	IVA	IVB

9版, 2024年		N0	N1	N2a 単一 N2 station	N2b 複数 N2 station	N3	M1a	M1b 単発 遠隔転移	M1c1 多発 1臓器 遠隔転移	M1c2 多発 多臓器 遠隔転移
T1	T1a	IA1	II A	II B	III A	III B	IVA	IVA	IVB	IVB
	T1b	IA2	II A	II B	III A	III B	IVA	IVA	IVB	IVB
	T1c	IA3	II A	II B	III A	III B	IVA	IVA	IVB	IVB
T2	T2a	IB	II B	III A	III B	III B	IVA	IVA	IVB	IVB
	T2b	II A	II B	III A	III B	III B	IVA	IVA	IVB	IVB
T3	T3	II B	III A	III A	III B	III C	IVA	IVA	IVB	IVB
T4	T4	III A	III A	III B	III B	III C	IVA	IVA	IVB	IVB